

「吉田松陰と井伊直弼」

黒田裕樹（ブログ「黒田裕樹の歴史講座」）

1. 吉田松陰の生涯

幕末において「志士」と「大老」という対照的な人生を歩んだ吉田松陰(よしだしょういん)と井伊直弼(いなおすけ)ですが、悲劇的な最期を遂げたという点では共通している二人でもあります。

もっとも、我が国の将来を憂い、無私の行動を貫いて最期には潔く刑場の露(つゆ)と消えた吉田松陰が現在も多くの人々に慕(した)われ続けているのに対して、安政(あんせい)の大獄(たいごく)を断行してその松陰の生命を奪った井伊直弼は、一般的には評価されることが少ないように思われます。

しかしながら、当時の我が国の大きな歴史の流れをたどれば、松陰も直弼もある意味「犠牲者」として同じ立場であるばかりか、幕府による数々の失策が、現代の私たちにまで暗い影を落としているという驚くべき事実を皆さんはご存知でしょうか。

今回の講演では、松陰と直弼のそれぞれの生涯を振り返りながら、我が国が今もなお抱え続ける大きな問題と、その解決方法について探っていきたいと思います。

吉田松陰は、文政(ぶんせい)13 年 8 月 4 日(西暦 1830 年 9 月 20 日)に、長州藩士の杉百合之助(すぎゆりのすけ)の次男として生まれ、天保(てんぽう)5 (1834)年に叔父の吉田家の養子となりました。幼少の頃から叔父の玉木文之進(たまきぶんのしん)が開いた松下村塾(しょうかそんじゅく)で厳しい指導を受けた松陰は、11 歳の時、長州藩主の毛利慶親(もうりよしちか、後の敬親=たかちか)への御前講義によってその才能が認められました。

将来を嘱望(しょくぼう)された松陰は、西洋兵学の勉強のために嘉永(かえい)3 (1850)年に九州へ遊学し、兵学者の宮部鼎蔵(みやべていぞう)に出会って友情を深めると、翌嘉永 4 (1851)年には江戸へ向かい、佐久間象山(さくましょうざん)に師事して熱心に勉強を重ねました。

その後、松陰は宮部らと東北旅行を計画しましたが、出発日の約束を守るために、長州藩からの通行手形の発行を待たずに脱藩しました。自分の将来よりも、他藩の友人との約束を優先したのです。

こうした松陰の崇高(すうこう)な精神が、いずれ彼の生命を縮めることになってしまうのです。なお、松陰は旅行を終えて江戸に帰着後、罪に問われて士籍剥奪(しせきはくだつ)・世禄(せいりく、世襲の家禄のこと)没収の処分を受けています。

嘉永6(1853)年、江戸に在住していた松陰に驚くべき知らせが入りました。アメリカ東インド艦隊司令長官のペリーが、4隻(せき)の黒船を率いて浦賀(うらが)に来航したのです。師の佐久間象山とともに黒船を視察した松陰は、西洋の先進文明に心を打たれ、外国への留学を決意しました。

そして翌嘉永7(1854)年、ペリーが日米和親条約を結ぶために再航した際に、伊豆下田港に停泊中のポーハタン号へ向かい、密航を訴えましたが、日本と条約を結んだばかりのペリーは松陰の願いを拒否しました。

夢破れた松陰は、潔く下田奉行所に自首しました。やがて長州へ護送された松陰は、安政2(1855)年に許されるまで投獄されました。以下は、江戸から長州へ護送される途中で、赤穂義士で有名な泉岳寺(せんがくじ)を通りがかった際に松陰が詠(よ)んだ和歌です。

「かくすれば かくなるものと 知りながら やむにやまれぬ 大和魂」

出獄を許された松陰でしたが、実家の杉家に幽閉(ゆうへい)の処分を受けてしまいました。そんな松陰に対し、家族が勇気づけるために講義を行ってもらおうと、その評判を聞きつけた周囲の人々が次第に集まり始めました。

安政4(1857)年には久坂玄瑞(くさかげんずい)が松陰に弟子入りするなど、松陰のもとに来る若者が増えたため、杉家の敷地に新たに塾舎を開設し、叔父の玉本文之進がかつて主宰していた松下村塾の名を引き継ぎました。

松下村塾において、松陰は久坂玄瑞のほかにも高杉晋作(たかすぎしんさく)、伊藤博文(いとうひろぶみ)、山県有朋(やまがたありとも)、吉田稔麿(よしだとしまる)、入江九一(いりえくいち)、品川弥二郎(しながわやじろう)などを教育しました。また、松陰は塾生たちに一方的に教えるのではなく、弟子と一緒に意見を交わしたりするなど、いわゆる「生きた学問」を重視するものでした。

しかし、松陰と塾生たちとの楽しい日々は長くは続きませんでした。安政5(1858)年に江戸幕府の大老である井伊直弼が、勅許(ちよつきよ、天皇による許可のこと)を得ずに日米修好通商条約を結んだからです。

井伊直弼による無勅許の条約締結に激怒した松陰は、討幕の意思を明らかにしたのみならず、当時の老中首座であった間部詮勝(まなべあきかつ)の暗殺を計画しましたが、塾生たちの反対にあって計画は中止となり、また松陰の思想を危険視した藩によって捕えられ、再び入牢しました。

翌安政6(1859)年、井伊直弼による安政の大獄において、梅田雲浜(うめだうんぴん)との関係による嫌疑(けんぎ)をかけられた松陰は江戸に送られると、尋問(じんもん)の際に老中暗殺計画の詳細を自供してしまいました。

なぜ松陰は暗殺計画を自ら幕府に語ったのでしょうか。松陰は常日頃から「至誠(しせい)にして動かざる者は、未だ之(こ)れ有らざるなり」、すなわち「真心を尽くせば、感動しない者はいない」とい

う孟子(もうし)の言葉を語っていました。

松陰は「我が国の行く末が気になるからこそ、本当のことを話さなければならない。幕府もきっとわかってくれるはず」という強い信念があったのかもしれない。

しかし、そんな松陰の真っ直ぐな思いは、幕府の上層部には通用しませんでした。松陰が告白した計画に激怒した井伊直弼が、見せしめとして松陰を死罪にすることに決めたのです。

安政6(1859)年10月27日、吉田松陰は伝馬町(てんまちょう)の牢屋敷で斬首されてこの世を去りました。享年30歳でした。自らの刑死を前に、松陰が詠んだ以下の辞世はあまりにも有名です。

「身はたとひ 武蔵の野辺に 朽(く)ちぬとも 留(とど)め置かまし 大和魂」

「たとえ自分の身体は死んで朽ち果てようとも、国を思う私の心はずっと留まって生き続ける」。松陰が死の直前に書きあげた「留魂録(りゅうこんろく)」は、遺された塾生たちに送り届けられ、幕末から明治維新にかけての歴史の大きな流れを構築するようになったのです。

自らの生きる道を信じ、それゆえに自身の生命を縮める結果となった吉田松陰。その潔い生涯は、いまなお私たちに大きな影響を与え続けていますが、その一方で、松陰を「殺した」井伊直弼はどのような生涯を送ったのでしょうか。

2. 井伊直弼の生涯

井伊直弼は、文化(ぶんか)12年10月29日(西暦1815年11月29日)に、彦根藩13代藩主・井伊直中(いいなおなか)の十四男として生まれました。兄弟が多かったうえに側室の子であったことから、養子の口もなかった直弼は、父の死後に彦根城三の丸の御用屋敷に移住し、17歳から32歳までの15年間を、300俵の部屋住みとして過ごしました。

自らを「花の咲くことのない埋もれ木」に例えた直弼は、「埋木舎(うもれぎのや)」と名付けた邸宅(ていたく)で世捨て人のような暮らしを続けていましたが、弘化(こうか)3(1846)年に、兄の14代藩主の井伊直亮(いいなおあき)の世継ぎであった、同じく兄にあたる井伊直元(いいなおもと)が亡くなったため、直亮の養子という形で彦根藩の後継者に決定しました。

そして、嘉永3(1850)年11月21日に藩主直亮が死亡すると、家督(かどく)を継いだ直弼は46歳で15代彦根藩主となりました。かつての世捨て人が藩主となるという大出世を遂げたわけですが、直弼の「サクセス・ストーリー」はこれからが本番でした。

かつての徳川四天王の一人であった井伊家の藩主として、その存在感を増し続けた直弼は、安政5(1858)年4月23日に大老に就任し、国内外それぞれの重要事項について最終的な決定を行うことになるのです。

直弼が大老に就任した頃、江戸幕府には2つの差し迫った問題がありました。まず1つめは13代将軍・徳川家定(とくがわいえさだ)の後継を誰にするか、ということでした。

家定には子がなく、体調も悪化していたため、薩摩藩主の島津斉彬(しまづなりあきら)や越前藩主の松平慶永(まつだいらよしなが)らの有力な大名は、混乱が続く幕府政治に対応できる賢明な将軍を擁立(ようりつ)すべきであると考え、前水戸藩主の徳川斉昭(とくがわなりあき)の実子で、御三卿(ごさんきょう)の一橋家(ひとつばしけ)の養子となった一橋慶喜(ひとつばしよしのぶ、後の15代将軍・徳川慶喜)を推していました。

一方、井伊直弼などの譜代大名らは、将軍家定と血統が近いものの、まだ幼かった紀州藩主の徳川慶福(とくがわよしとみ)を推していました。なお、慶喜を推す派を一橋派、慶福を推す派を南紀派といいます。

一橋派と南紀派とが対立を続けていたその折に、同じ譜代大名らの後押しを受けて大老に就任した直弼が、次期将軍候補として徳川慶福を独断で決定しました。なお、慶福は名を徳川家茂(とくがわいえもち)と改め、家定の死を受けて安政5(1858)年12月に13歳で14代将軍に就任しています。

幕府が抱えていた2つめの大きな問題は、アメリカと通商条約を結ぶかどうかということでした。これより前の嘉永7(1854)年3月に日米和親条約を結び、開国に踏み切っていた幕府でしたが、安政3(1856)年来日したアメリカ総領事のハリスが、下田に駐在して通商を強く要求すると、その対応に追われることになりました。

当時の老中であった堀田正睦(ほったまさよし)はアメリカとの通商に理解を示しましたが、幕府の独断で通商条約を結べば、開国に反対して外国を排斥(はいせき)しようとする攘夷派(じょういはい)の激しい反発を招く可能性があることを警戒しました。

そこで、堀田は条約の締結に際して天皇の許可、すなわち勅許(ちよつきよ)を得ることで世論を納得させようと考えました。封建社会において、それまでは独断で何事も強行してきた幕府でしたが、この頃には朝廷の顔色をうかがわなければならないまでに権威が低下していたのです。

しかし、堀田の狙いは裏目に出てしまいました。当時の孝明(こうめい)天皇をはじめとして朝廷には攘夷派の意見が強く、容易に勅許が下りなかったのです。自分で仕掛けた足枷(あしかせ)により行きづまった幕府に対して、ハリスは当時の世界を揺るがした大きな出来事を利用して、追い打ちをかけるかのように通商を迫りました。

1840年に始まったアヘン戦争によって、清(しん)を強引に開国させたイギリスでしたが、さらなる貿易の拡大を目指して、1856年に起きたアロー号事件をきっかけに、フランスと共同で再び清と戦争しました。これをアロー戦争(または第二次アヘン戦争)といいます。

アロー戦争に敗北した清は、1858年に不平等な内容の天津(てんしん)条約を結ばされましたが、ハリスはこのことを口実に、幕府に対して以下のように通商条約を強く要求しました。

「清に勝ったイギリスやフランスが勢いに乗って日本を侵略する可能性が否定できないから、これを防ぐには日本と友好的なアメリカと通商条約を先に結んで、彼らに戦争の口実を与えないようにする以外に方法はない」。

ハリスの警告を受け、大老であった井伊直弼が、勅許を得ないままアメリカと通商条約を結ぶことを決断しましたが、このことが孝明天皇のお怒りを招くとともに、将軍の後継問題とからんで攘夷派の激しい反発を受けることになってしまったのです。

直弼が勅許を得ずに独断で通商条約を結んだことに対して、前水戸藩主の徳川斉昭や当時の水戸藩主の徳川慶篤(とくがわよしあつ)・尾張藩主の徳川慶勝(とくがわよしかつ)・越前藩主の松平慶永らは、江戸城への登城日でもなかったのに「押しかけ登城」を行い、直弼を激しく問いつめました。

しかし、直弼には直弼の言い分がありました。彼は開国という国家の存亡にかかわる重要な問題に対し、それまでの幕府の為政者たちが無責任に先送りしてきたツケを一気に払わされただけという立場でもあったのです(詳しくは後述します)。

加えて、条約反対派あるいは攘夷派が「外国人など我が国から追い出せばよい」と口先では威勢のいいことを言いながら、もし我が国が侵略されたらどうするのか、という問題に対しては口をつぐんで答えようもしないという有様も、直弼を苛立(いらだ)たせていました。

反対派や攘夷派の余りもの無責任さに怒りが爆発した直弼は、幕府大老という自分の立場を活用して、彼らに対する大粛清(だいしゅくせい)を行う決意を固めました。安政5(1858)年から6(1859)年にかけてのこれらの弾圧は、安政の大獄と呼ばれています。

安政の大獄による処罰者は、徳川斉昭や松平慶永といった有力大名から、公家や幕臣の一部、果ては越前藩の橋本左内(はしもとさない)や、長州藩の吉田松陰といった志士に至るまで広範囲に及びました。

特に橋本左内や吉田松陰らは若くして刑死するなど、安政の大獄によって攘夷派を中心とした多くの人材が失われるとともに、直弼による問答無用ともいべき強権的な処置は、結果として多くの人間の恨みを買ってしまいました。

安政7年3月3日(西暦1860年3月24日)、春にしては珍しい大雪の日の朝に、江戸城近くの桜田門へと差し掛かった直弼の行列に対して、水戸藩を脱藩した大勢の浪士らが襲いかかり、直弼を暗殺しました。この事件を桜田門外の変といいます。

桜田門外の変によって、最高権力者である大老が江戸城外で襲われ、しかも殺されるという大失態を演じてしまった幕府の威信がますます低下するとともに、自分の意見と対立する人間への「血の粛清」が半ば常識化してしまいました。

事実、この後明治維新を経て政情が安定するまでに、武力による実力行使を伴った血なまぐさい事

件が日本国中で続発することになるのです。

ここまで吉田松陰と井伊直弼のそれぞれの生涯をたどって見ましたが、幕末のほぼ同じ時期に自分の信念に基づいて行動し、最期には刑死あるいは暗殺されるという悲劇を迎えた二人に共通するものに、当時の我が国が抱えていた「開国」に関する様々な問題がありました。

200年以上も続いた「鎖国(さこく)」から、ペリーの来航によって無理やり開国させられるかたちとなった我が国は、その後の幕府による政策がことごとく後手に回ったこともあって未曾有(みぞう)の大混乱となり、結果として幕府の崩壊と明治維新をもたらすことになりました。

当時の我が国は、こうした史実を回避することが果たして可能だったのでしょうか。私はペリーの来航前に自主的に開国する可能性がいくらでもあったと考えるとともに、幕府の「遅すぎる決断」が、我が国の歯車を現代に至るまで狂わせていると見なしています。

では、その可能性や歯車とはいったい何のことでしょうか。ここからは、いわゆる「鎖国」をめぐる様々な歴史を振り返りながら、我が国の置かれた現状を把握(はあく)するとともに、輝かしい未来に向けての布石(ふせき)を考えてみたいと思います。

3. 自主的な開国を拒否し続けた江戸幕府

江戸幕府が成立した17世紀前半の世界では、キリスト教のカトリックを信仰したヨーロッパ諸国による世界各地の植民地化が進んでおり、それは我が国とて例外ではありませんでした。

このため、幕府はカトリックを禁教にするるとともに、信仰する諸国と国交を断絶し、同じキリスト教でもプロテスタントであり、我が国での布教をしないと約束したオランダや、同じアジアの国同士である清や李氏朝鮮など、限られた国との間でしか貿易を行いませんでした。

つまり、江戸幕府はカトリックを我が国に広めさせないとともに、貿易の利益を幕府で独占するために極端な「制限貿易」を行ったのです。

制限貿易にはこうした事情があったうえに、カトリックの信仰国との国交断絶という強硬な手段が可能だったのは、戦国時代の終結からまだ時間が経っておらず、全国で数十万の武士や、それと数を同じくする大量の鉄砲が存在していたという、当時の世界で最強レベルの強大な武力があったからこそでした。

しかし、我が国で平和が長年続くうちに、制限貿易の意味が履(は)き違えられて、諸外国との交渉を一切行わないという「鎖国」が「祖法(そほう、先祖の代から守るべききまりのこと)」であるという考えが、いつの間にか常識と化してしまったのです。

田沼意次(たぬまおきつぐ)が老中として政権を握っていた1780年代に、仙台藩の医者であった工藤平助(くどうへいすけ)が、ロシアの南下への警告や、開港による交易、蝦夷地(えぞち=現在の北海道)の経営

などを説いた「赤蝦夷風説考(あかえぞふうせつこう)」を著(あらわ)しました。

意次は平助の意見を採用して蝦夷地の直轄(ちよっかつ)を計画し、幕府による北方調査団を派遣したのみならず、当時の民間商人が蝦夷地のアイヌを通じてロシアと交易していたのを知ると、意次はこれらの交易も幕府の直轄にしようと考えました。

つまり、アイヌの人々を介したうえで、ロシアと直接貿易を行おうとしたのです。これは「開国」のきっかけにもなり得る画期的な政策でしたが、残念ながらこの直後に意次が失脚してしまい、計画は幻に終わりました。

その後、工藤平助と親交があった林子平(はやしへい)が「海国兵談」を著して、我が国の海岸防備の必要性を説きましたが、意次の後を受けて老中となった松平定信(まつだいらさだのぶ)がこれを抹殺してしまいました。

海国兵談の出版がもし田沼時代であれば、意次はまず間違いなく子平の考えを支持したでしょう。それを思えば、海国兵談の発禁処分は定信による幕府の痛恨の失政でした。

この頃、我が国の近海に外国船がひんぱんに現れるようになりました。なかでもロシアは寛政(かんせい)4 (1792)年にラクスマンが根室に、文化元(1804)年にはレザノフが長崎に相次いで来航し、我が国との通商を求めましたが、幕府はいずれも黙殺しました。

また文化5(1808)年には、イギリスの軍艦フェートン号が、長崎湾内に侵入して乱暴を働くというフェートン号事件を起こしましたが、幕府はその対策として、外国船を問答無用で撃退する異国船打払令を文政8(1825)年に出すという、極端かつ場当たり的な対応しかできませんでした。

さらに、1840年にアヘン戦争が勃発(ぼっぱつ)し、清がイギリスに敗れて香港を奪われると、その事実を知って慌(あわ)てた幕府は、天保13(1842)年に天保の薪水(しんすい)給与令を出しました。

これは、我が国を訪問した外国船に対して、食糧や燃料を与えて速やかに退去してもらおうというものでしたが、確かにこの法令によって外国との無意味な衝突は避けられたものの、そんな小手先な手段よりも、我が国が自主的に開国すれば何の問題もないはずでした。

我が国と同じく厳しい制限貿易を行っていた清は、アヘン戦争でイギリスに敗れたことで無理やり開国させられたのみならず、不平等な条約を強引に結ばされるなど散々な目にあっていました。我が国が清と同じような運命とならないためにも、かつて田沼意次が目指したように、自主的に開国して積極的に外国と交易する必要があったはずなのです。

天保15(1844)年、オランダ国王が幕府に親書(しんしょ、国の元首の署名のある手紙や文書のこと)を送りましたが、その中身は幕府への開国の勧告でした。

先述のとおり、オランダは西洋諸国の中で唯一我が国と貿易を行っていましたが、そのオランダが

我が国に開国を勧告するという事は、自国の貿易の独占を失うことにもつながっていました。にもかかわらず開国を勧告した理由としては、仮に我が国が自主的に開国を行った後も、オランダとの縁(えにし)を忘れずに貿易上の友好な関係を続けてほしい、という思惑があったのかもしれませんが。

オランダによる勧告の内容として注目すべきことは、開国を勧める理由として「蒸気船」が開発されたことを挙げていることでした。蒸気船は1807年にアメリカのフルトンが発明しましたが、このことが世界の歴史を、特に我が国の運命を大きく変えてしまったのです。

その理由は我が国が「海で囲まれている島国」だからですが、なぜだかお分かりでしょうか。

我が国が海で囲まれた島国であるという事実は、長い間「天然の防壁」という役割を果たしてきました。もし他国が多数の軍勢を率いて我が国を攻め込もうとしても、彼らを運ぶだけの大量の船がどうしても必要となるからです。

大量の船を作ろうと思えば莫大(ばくだい)な資本が必要ですし、それだけの大きなエネルギーを使ってまで我が国を攻めようにも、失敗した場合のリスクの大きさを考えれば、二の足を踏んでしまうのが当然というものでした。

かくして、我が国は元寇(げんこう)などの一部の例外を除いて外国からの侵略を受けることがなく、特に江戸時代の初期に「鎖国」の状態となつてからは平和な状態が続いたことで、いつしか我が国における防衛力も低下していきました。

実は、蒸気船の発明は、こうした「天然の防壁」を簡単に打ち破るものだったのです。なぜでしょうか。

丈夫な船を造ろうと思えば、固い金属である鉄を使えばよいのですが、鉄の船は重く、風力で動かすにも、人力で動かすにも莫大なエネルギーが必要です。しかし、蒸気機関を鉄の船に積み込むことで、蒸気エンジンの力によって鉄製の船を容易に動かすことが可能になったほか、理論的には、いくらでも大きな船を造れるようになったことで、船に多数の人間や大砲などの銃器を積み込むこともできるようになりました。

もし海上から大砲や鉄砲などで対岸の陸地へ向かって発砲することができるようになれば、海で囲まれている我が国にとっては、日本列島のどこからでも狙われるということにならないでしょうか。

つまり、蒸気船の発明によって、我が国は「天然の防壁」どころか「どこからでも狙われる大変危険な国」になってしまったのです。

オランダも蒸気船の脅威が分かっていたからこそ、別の思惑があるとは考えられるものの、我が国に対して親切にも開国を勧告してきたのですが、そんなオランダに対して、老中の阿部正弘(あべまさひろ)は、世界情勢の認識の乏(とぼ)しさもあって勧告を無視してしまいました。

「鎖国は幕府の祖法であって変えることはできない」。間違った認識を言い続けることで、自身をも騙(だま)し、判断を誤る(今も行われているかもしれませんが)。こうした自家撞着(じかどうちやく、同じ人の言動や文章が前後で食い違っていること)が、我が国最大の危機と幕府崩壊への序章になったのです。なお、言うまでもないことですが、いわゆる「鎖国」を行ったのは徳川家康(とくがわいえやす)ではなく、よって幕府の「祖法」ではありません。

当時の西洋諸国は我が国が開国することを期待していましたが、特に強く希望していたのがアメリカでした。

1776年に建国されたばかりのアメリカは、我が国への侵略の意図よりも、北太平洋を航海する捕鯨船の寄港地や対中国貿易の中継地とするために、我が国と友好的な関係を持ちたいと考えていました。

そんな思惑もあって、アメリカは我が国に対して当初は紳士的な対応を行いました。天保8(1837)年には我が国の漂流民を乗せた民間商船のモリソン号が来航しましたが、幕府は異国船打払令を理由に砲撃して追い返しました。これをモリソン号事件といいます。

門前払いで攻撃を受けたかたちとなったアメリカでしたが、弘化3(1846)年にはアメリカ東インド艦隊司令長官のビッドルが浦賀に来航し、我が国に対して平和的に通商を求めました。

もしここで幕府が通商を受け入れていれば、我が国の歴史は大きく好転していた可能性もあったでしょう。しかし、幕府は鎖国を理由にまたしてもアメリカの要求を拒絶してしまっただけです。

4. 不本意な開国がもたらした大きな問題

幕府による通商拒絶によって面目を潰(つぶ)されたアメリカは激怒し、日本を開国させるためには強硬手段を行うしかない、と考えるようになりました。

つまり、日本を開国させるためには、ビッドルのように下手(したて)に出るのではなく、強気の姿勢で対応したほうが良いと判断したのです。こうしたアメリカの思惑によって、嘉永6(1853)年6月に、アメリカ東インド艦隊司令長官のペリーが、4隻(せき)の黒船を率いて浦賀に来航しました。

ペリーは黒船に多くの大砲を並べたうえで空砲を放つなどの威嚇(いかく)を加えながら、幕府に対して開国を求めるフィルモア大統領の国書の受理を迫りました。

アメリカの有無を言わさぬ態度に対して、抵抗をあきらめた幕府は、やむなく国書を受け取り、回答を翌年に行うことを約束して、ようやくペリーを退去させました。

しかし、幕府のこうした手段は、苦しまぎれであるとともに、結論の先送りに過ぎず、その後の対応に苦しむことになるのです。

先送りの口約束で一旦は危機を免れたものの、幕府が何の解決策も見いだせないまま時が流れていくうちに、翌嘉永7（1854）年1月、ペリーは約束どおり黒船7隻を率いて再び浦賀に来航し、我が国に対して強硬に開国を要求しました。

黒船による砲撃で我が国に危害が及ぶことを恐れた幕府は、結局ペリーの武威(ぶい)に屈して、同年3月に日米和親条約を結びました。条約の主な内容としては、

- 1.アメリカ船が必要とする燃料や食糧を日本が提供すること
- 2.難破船を救助し、漂流民を保護すること
- 3.下田・箱館（現在の函館）の2港を開き、領事の駐在を認めること
- 4.アメリカに一方的な最恵国待遇(※注)を認めること

以上が挙げられます。幕府はこの後、イギリス・ロシア・オランダとも同様の条約を結び、200年余り続いた鎖国体制から、我が国は何の準備もなく開国して、いきなり世界の荒波に揉(も)まれることになってしまいました。

※最恵国待遇＝日本が他国と条約を結んだ際に、アメリカが与えられたよりも有利な条件を他国に認めた場合、アメリカにも自動的にその条件が認められること。当時の幕府は外交知識に欠けていたため、アメリカの言われるままに一方的な最恵国待遇を認めた。

そして、日米和親条約を結んでから4年後に、今度はアメリカのハリスの脅(おど)しに屈して、先述のとおり井伊直弼が安政5（1858）年6月に日米修好通商条約を結ばされましたが、その主な内容は以下のとおりでした。

- 1.神奈川・長崎・新潟・兵庫を新たに開港し、江戸や大坂で市場を開くこと
(※実際には神奈川の代わりに横浜が、兵庫の代わりに神戸が開港しました。なお、横浜の開港後に下田が開鎖されています)
- 2.通商は自由貿易とすること
- 3.外交官の江戸駐在や日本国内の旅行を認めること
- 4.開港場に居留地を設けるが、一般外国人の国内旅行を禁止すること

ここまではまだ良かったのですが、問題だったのは以下の2つでした。

- 5.アメリカに対して領事裁判権を認めること
- 6.関税はあらかじめ両国で協議すること（＝協定関税制）

まず5.の領事裁判権は、別名を「治外(ちがい)法権」ともいいますが、これは、外国人が在留する現地の国民に危害を加えた場合に、その外国の領事が自国の法によって裁判をする権利のことです。

例えば、アメリカと日本のうち、アメリカのみが領事裁判権を認められた場合、アメリカの国民が日本で罪をおかしても、アメリカの領事が自国の法によって裁判を行いました。

しかしその一方で、日本の国民がアメリカで罪をおかせば、アメリカの法で裁かれてしまうため、日本にとってきわめて不利となったのです。

領事裁判権の問題も大きな不平等でしたが、これよりもっと深刻だったのは6.でした。協定関税といえば聞こえが良いですが、実際には我が国に関税自主権が認められなかったのです。

関税とは輸入や輸出の際にかかる税金のことですが、外国からの輸入品に税金をかけることは、自国の産業の保護につながるのみならず、税の収入によって国家の財政を助けることにもなりますから、「自国の関税率を自主的に定めることができる権利」である関税自主権は非常に重要なものでした。

例えば、国内において100円で販売されている商品に対し、外国の同じ商品が60円で買える場合、関税を30円に設定して合計90円での販売となれば、十分対抗できることになります。

このためには関税自主権が必要となるのですが、日米修好通商条約によって我が国には認められませんでした。このため、外国の安い商品が低い関税で輸入されることで、国内の産業が大きな打撃を受けるとともに、関税による収入が見込めないことで、我が国は二重の苦しみを味わうことになってしまったのです。

アメリカと通商条約を結んだ後に、幕府はイギリス・フランス・ロシア・オランダとも同じように条約を結びましたが（これを「安政の五ヶ国条約」といいます）、その内容はアメリカと同様に我が国にとって不平等なものでした。

こうした幕府によるとてつもなく大きな失政のツケが、明治維新後に誕生した新政府にも、重い負担としてのしかかるようになるのです。

明治維新によって江戸幕府を倒した末に、新たに誕生した明治新政府でしたが、その前途は多難であり、なさねばならない課題が山積していましたが、なかでも新政府に重くのしかかったのが、江戸幕府が諸外国から結ばされた「不平等条約」の「改正」でした。

政府による血のにじむような努力の末、領事裁判権が明治27（1894）年に撤廃され、関税自主権が明治44（1911）年に回復するなど、半世紀以上もの時間をかけて、ようやく条約改正を達成することができたのです。

しかし、条約改正の道のりは決して平坦ではなく、特に我が国にとって深刻だったのは、諸外国から「国家の基本法たる憲法もないような野蛮な国家とは、条約改正の話し合いに応じられない」と突き放されたことでした。

このため、我が国は約7年という長い歳月を費やして「大日本帝国憲法（＝明治憲法）」を發布したのですが、こうした努力は、本当は不要なものでした。

なぜなら、我が国には長い歴史に根差(ねざ)した「不文憲法」がかねてより存在していたからです。

国家の基本法たる憲法といえ、例えば大日本帝国憲法や日本国憲法、あるいはアメリカ合衆国憲法のように、正式な立法手続を経た成文の形式をとっている、いわゆる「成文憲法」が多く見られます。

しかしその一方で、イギリスのように「マグナ・カルタ」や「権利の章典」などといった、議会決議や裁判所の判例、国際条約、あるいは慣習などのうち、国家の性格を規定するものの集合体として存在し、憲法典としては制定されていない「不文憲法」を採用している国家も存在しています。

ひるがえって、長い歴史を持つ我が国では、604年に聖徳太子(しょうとくたいし)によって制定された「憲法十七条」や、鎌倉時代に北条泰時(ほうじょうやすとき)によってつくられた「御成敗式目」、あるいは明治元(1868)年に明治天皇が神前にてお誓いなされた「五箇条の御誓文(ごせいもん)」など、イギリスと同じような「不文憲法」として対応できる法令が存在していました。

さらには、我が国最古の歴史書である古事記や日本書紀によって知られている、天照大神(あまてらすおおみかみ)が御孫の瓊瓊杵尊(ににぎのみこと)にお与えになられた「我が子孫(=天皇)が日本を治めることは永遠である」という意味の「天壤無窮(てんじょうむきゅう)の神勅(しんちよく)」は、我が国の国体(にくたい、国家としての体制のこと)の中心であると同時に、不文憲法の根幹をなすものです。

しかし、江戸幕府の長い「平和ボケ」によって他国に無理やり開国させられるといった、我が日本民族の特性ともいえる「極限状態になるまで決断できなかった」ことによって、かねてより存在していた「日本における不文憲法」を説明する余地がなかったことが、我が国の将来に暗い影を落とすことになりました。

かくして我が国は、まるで屋上屋(おくじょうおく)を重ねるように、本来は全く不必要な大日本帝国憲法を制定し、さらにそれを「不磨(ふま)の大典」としたことによって改正の機会が奪われ、やがてその「欠陥」が明るみに出てしまった「統帥権干犯(とうすいけんかんぱん)」の問題が、大東亜戦争の一因と化してしまいました。

さらには我が国の敗戦に伴い、GHQ(=連合軍最高司令官総司令部)から「日本国憲法」なるものを押し付けられたばかりか、制定後70年近くも一字一句改正されていない、という異常事態を招いているのです。

繰り返しますが、我が国には、長い歴史によって構築されてきた「独自の不文憲法」が存在します。不文憲法を再認識することによって、現在の日本国憲法を「数ある法律の一つ」とみなすことで、今後の改正を容易にしたり、あるいは廃止に踏み切ったりすることも検討できるのではないのでしょうか。

現在の安倍晋三(あべしんぞう)首相の言葉を借りるまでもなく、本当の意味で「日本を取り戻す」ためにも、国民の叡智(えいち)を結集して「不文憲法の復活」を目指すべきではないかと訴えて、今回の

講演を終わりたいと思います。(完)

主要参考文献：「逆説の日本史 18 幕末年代史編 1」(著者：井沢元彦 出版：小学館)
<http://www.shogakukan.co.jp/books/09379831>

「逆説の日本史 19 幕末年代史編 2」(著者：井沢元彦 出版：小学館)
<http://www.shogakukan.co.jp/books/09379843>

YouTube 再生リスト「吉田松陰と井伊直弼」
https://www.youtube.com/playlist?list=PLeZrZWY-wML7QM56w34HTeRTKjMQ_NnMg

黒田裕樹の歴史講座
<http://rocky96.blog10.fc2.com/>